

別紙2 保守点検・清掃業務の概要

第3章「4. 保守点検・清掃業務」に記載の各業務の概要は以下のとおり

※現行の仕様書の内容と現況について十分に精査し、現行と同程度かつ適正な水準で行うものとします。

(1) 自家用電気工作物保安管理業務

対象施設等	別紙1-①「自家用電気工作物保安管理業務一覧」のとおり
業務内容	電気事業法、同施行規則及び保安規程に基づき、電気工作物の保安に係る月次点検及び年次点検、並びにこれに伴い必要な申請、届出、報告等を行う。
点検頻度	月次点検：毎月実施（絶縁監視を行う場合は、隔月） 年次点検：年1回実施（高圧ケーブルの絶縁抵抗測定含む） 臨時点検：必要に応じて実施
点検実施者	電気管理技術者又は電気保安法人
特記事項	・絶縁監視及びデマンド監視を行う場合の設置費用は、全額受託者負担とする。 ・事故発生時の緊急出動は休日、夜間に関わらず行うものとし、これに伴う経費は受託者の負担とする。
除外事項	・法令の改正等に伴って必要となった設備変更に伴う点検 ・地震等自然災害及び本市の責任により機器に損害を生じた場合の点検・修理

(2) 空調設備保守点検業務

対象施設等	別紙1-②「空調設備保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	空調設備（自動制御装置等を含む。）の正常な運転状態を維持するため、定期（機器保守及び改正フロン法に係る定期点検）または不定期の点検を実施するとともに、良好な稼働環境を保持するための作業を行う。また、故障等の通知があった場合は、適切な処置を講ずる。
点検頻度	・機器保守 年1回 ・フロン点検 3年に1回
点検実施者	機器保守については、その専門性から各機器メーカー若しくは対象機種を共同開発しているものを行うこと。
特記事項	・体育館空調については、令和6年度から令和8年度までに設置を

	<p>予定している。そのため、メーカー保証期間（設置後1年間）終了後、機器保守を直ちに行うこと。</p> <p>仕様については現行のGHP保守契約に準ずること。</p> <p>フロン点検については、設置日から3年以内実施すること。</p>
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正等で生じた設備変更に伴う保守点検 ・地震等自然災害及び本市の責任により機器に損害を生じた場合の点検・修理

（３）消防用設備等保守点検業務

対象施設等	別紙1-③「消防用設備等保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	消防法に基づき、消防設備等の点検を行い、結果を報告する。また点検等により劣化及び不具合を発見した場合は、保守の措置（屋内消火栓、誘導灯等の灯火類の球交換を含む。）を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態を維持する。
点検頻度	<p>総合点検：年1回実施</p> <p>機器点検：6か月に1回実施</p> <p>防火対象物点検：年1回実施</p>
点検実施者	消防設備士又は消防設備点検資格者
特記事項	消防法施行令第4条の2の2で指定されている対象物は防火対象物点検業務も含むものとする。
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の間仕切り変更に伴う設備の移設、増設又は修理 ・法令の改正等で生じた設備変更に伴う保守点検

（４）エレベーター保守点検業務

対象施設等	別紙1-④「エレベーター保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	昇降機施設の正常な運転状態を維持するため、建築基準法第12条第4項に基づく技術者（一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者）を派遣し、定期点検、定期整備、修理、取替調整等を行うとともに、事故に備えるための待機の体制をとる。
点検頻度	<p>以下を基本として安全で最良の運転状態を維持するために必要な頻度で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地点検：年4回 ・リモート点検：月1回 ・建築基準法に基づく点検：年1回

報告書等	点検報告書、遠隔監視結果報告書を提出する。
点検実施者	一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者
特記事項	本業務に関しては、各エレベーターの製造メーカー（各メーカー系列のメンテナンス事業者を含む。）へ再委託し、各メーカーの標準的なメンテナンス契約を適用する扱いを原則とする。
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正等で生じた設備変更に伴う保守点検 ・地震等自然災害及び本市の責任により機器に損害を生じた場合の点検・修理

（５）自動ドア設備保守点検業務

対象施設等	別紙 1-⑤「自動ドア設備保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	自動扉開閉装置の正常な運転状態を維持するため技術者を派遣し、定期点検、定期整備、修理、取替調整等を行う。
点検頻度	年 4 回
点検実施者	各製造事業者
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・点検に必要な用具、消耗品等パッキン、オイル等は受託者の責任と負担で調達するものとする。 ・各施設の具体的な作業日は、各施設長と必ず事前に調整すること。 ・作業開始前、および作業終了後に、必ず各施設長へ報告すること。

（６）階段昇降機保守点検業務

対象施設等	別紙 1-⑥「階段昇降機保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	姫路市立学校に設置する車いす用階段昇降機の正常な運転機能を維持し、利用者の安全を確保するため、保守点検を行う
点検頻度	保守点検 4 回
点検実施者	一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関しては、専属代理店へ再委託し、メンテナンス契約を適用する扱いを原則とする。 ・不時の故障により依頼があった際は、受託者は故障発生後 1 日以内に技術員を派遣し対応すること。修理にかかる費用は修繕業務とし計上すること。

(7) 特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検業務

対象施設等	別紙 1-⑦「特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検業務一覧」のとおり
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 12 条第 2 項に基づく特定建築物の定期点検を行う。 ・建築基準法第 12 条第 4 項に基づく特定建築物の建築設備（エレベーターは（4）に基づくため、本項の対象には含まない。）の定期点検を行う。
点検頻度	特定建築物の建築設備及び防火設備の定期点検：1年に1回 特定建築物の定期点検：3年に1回
点検実施者	（業務責任者）一級建築士の資格を有する者 （点検実施者）一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員のいずれかの資格を有する者
特記事項	対象建物の棟ごとに報告書を提出する。
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正等で生じた設備変更に伴う保守点検 ・地震等自然災害及び本市の責任により機器に損害を生じた場合の点検・修理

(8) 受水槽・高架水槽清掃等業務

対象施設等	別紙 1-⑧「受水槽・高架水槽清掃等業務一覧」のとおり
業務内容	「姫路市告示第 427 号に基づく貯水槽水道の管理及び検査の基準に関する規程」の(1)に基づき、姫路市立学校(園)に設置する受水槽・高架水槽の清掃を行う。
清掃頻度	年 1 回
特記事項	・洗浄等の排水については、適切に希釈するか、汚水に放流すること。
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正等で生じた設備変更に伴う保守点検 ・地震等自然災害及び本市の責任により機器に損害を生じた場合の点検・修理

(9) 簡易専用水道等定期検査業務

対象施設等	別紙 1-⑨「簡易専用水道等定期検査業務一覧」のとおり
業務内容	水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道及び貯水槽水道の定期検査を行う。
点検頻度	年 1 回
点検実施者	国土交通省の簡易専用水道検査機関登録簿に登載があり、検査を行

	う区域に兵庫県を含む者
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示第 262 号に基づく検査項目 ・検査結果報告書の提出 ・指摘事項・助言事項を一覧表にまとめ提出

(10) 非常用発電機整備点検業務

対象施設等	別紙 1-⑩「非常用発電機整備点検業務一覧」のとおり
業務内容	<p>消防法に基づく非常用発電機負荷運転試験を 6 年周期で行うために毎年実施が必要となる「運転性能の維持に係る予防的な保全業務」について、消防法その他関係法規等に基づき行う。</p> <p>非常用発電機負荷運転試験については、疑似負荷装置により、定格回転速度及び定格出力の 30%以上の負荷で必要な時間連続運転を実施すること。</p>
点検頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・保全業務 年 1 回 ・負荷運転試験 6 年に 1 回（令和 9 年実施予定）

(11) 給食室厨房排気系統清掃等業務

対象施設等	別紙 1-⑪「給食室厨房排気系統清掃等業務一覧」のとおり
業務内容	小学校に設置している給食室の厨房排気系統の清掃及びフード・ダクトの塗装を行う。
点検頻度	年 1 回（10 校）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・給食室に入室する際には清潔な服装を着用し、履物は専用のものを使用すること。 ・作業実施に際し、事前に作業日程、作業方法等を学校施設課担当者及び給食室管理責任者と十分協議すること。

(12) 学校給食施設の衛生害虫等防除業務

対象施設等	<p>別紙 1-⑫「学校給食施設の衛生害虫等防除業務一覧」の施設のうち、以下の場所</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調理場（食品倉庫及び休憩室を含む。） (2) グリストラップその他調理場周辺のねずみ及び衛生害虫等の多発箇所 (3) 配膳室（別表に掲げる改築工事実施施設において、改築工事実施期間中に給食を配膳する部屋をいう。）
業務内容	学校給食施設において、以下の衛生管理基準を確保するため、ねずみ及びごきぶりその他の衛生害虫等を駆除及び発生防止を行う。

	<p>(1) ねずみ及び衛生害虫等が多発しないこと。</p> <p>(2) 防鼠(そ)処置の保全が良好であること。</p> <p>(3) ねずみの糞、尿及び足跡を認めないこと。</p> <p>(4) 厨芥やごみの処置が適切であること。</p> <p>(5) 高温、多湿の場所又は暗所にごきぶりの成虫を見かけないこと。</p>
<p>点検頻度</p>	<p>(1) ベイト剤(食毒剤)処理、点検及び生息調査 年1回(6月)通常日の午後に実施</p> <p>(2) 直接噴霧、残留噴霧処理及び生息調査 年3回(8月、12～1月、3月)長期休業中に実施</p> <p>(3) 生息調査 年1回(10月)通常日の午後に実施</p> <p>※作業実施日程等の調整</p> <p>(1)～(3)の実施に当たって、作業を実施する各月の上旬に、対象施設の管理職を通じて、日程等の調整を行うこと。ただし、8月の作業にあつては、7月中旬までに、1月の作業にあつては、12月初旬までに日程調整を行うこと。</p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺鼠の方法 化学的防除、物理的防除及び環境的防除を併用し、有効かつ安全に実施すること。化学的防除の際の使用薬剤は、クマリン系殺鼠剤とすること。 ・ 殺虫等の方法 <ul style="list-style-type: none"> ア ベイト剤(食毒剤)の配置 必要箇所にベイト剤を適宜配置すること。 イ 直接噴霧法及び残留噴霧法 使用薬剤は、次のとおり(いずれも低臭性のもの)とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スミチオン10%乳剤 ・ スミチオン5%DDVP2%乳剤 ・ ザーテル5%DDVP2%乳剤 薬剤使用量は、散布液にて、50ml/m²を基準とする。 ・ 実施日時、立入業者について、各学校及び健康教育課に事前に連絡すること。 ・ 点検頻度実施以外に、突発でねずみ等が発生した場合は、別途駆除を行うこと。また、発生した学校及び健康教育課に連絡すること。

(13) プール循環ろ過装置保守点検業務

対象施設等	別紙 1-⑬「プール循環ろ過装置保守点検業務一覧」のとおり
業務内容	姫路市立学校（園）のプールに設置されているプールの循環ろ過装置にかかる保守及び点検を行う。
点検頻度	年 2 回（プールシーズン前、プールシーズン後）

(14) プール排水水質検査業務

対象施設等	別紙 1-⑭「プール排水水質検査業務一覧」のとおり
業務内容	下水道法第 10 条第 1 項ただし書きにより排水設備設置義務の免除を受けた姫路市立学校及び幼稚園の水泳プール排水について、排水設備設置義務免除取扱要綱第 8 条に基づく検査を行う。
点検頻度	年 1 回
特記事項	水質検査の持ち込み先について小学校、中学校、高等学校分は環境衛生研究所とする。幼稚園分は民間検査機関へ委託。

(15) 屋外遊具・体育器具点検業務

対象施設等	別紙 1-⑮「屋外遊具・体育器具点検業務一覧」のとおり
業務内容	学校園に設置されるすべての遊具・屋外体育機器等について、(社)日本公園施設業協会発行の「JPFA-SP-S:2024 遊具の安全に関する規準」(以下「安全規準」という。)に準じて点検を行う。
点検頻度	3 年に 1 回
点検実施者	(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有する者
特記事項	点検の結果修繕が早急に必要な場合は、教育委員会と学校長に伝えること。

(16) 砂場殺菌消毒業務

対象施設等	別紙 1-⑯「砂場殺菌消毒業務一覧」のとおり
業務内容	幼稚園に設置されている砂場の殺菌消毒を行う。
点検頻度	年 1 回

(17) 樹木剪定作業他業務

対象施設等	別紙 1-⑰「樹木剪定作業他業務一覧」のとおり
業務内容	学校園に植樹されている植木等の剪定を行う。
点検頻度	年 1 回

特記事項	<p>計画的な植栽管理及び臨時的な植栽管理のうち専門的な機具や技術が必要な場合など（急斜面や建築物、工作物に近接しているなど）は本業務とし、臨時的な植栽管理のうち専門的な技術が不要な場合は本市が行う。計画的な植栽管理については、事前に各学校園と協議を行い、概算委託料等を本市に示し、承諾を得ること。臨時的な植栽管理については、本業務によるものか本市が行うものか事前に本市を確認を行うこと。</p> <p>また、費用については、年度ごと又は本市と受託者との協議により決定する時期ごとに実績を基に精算することとし、当該費用には受託者の社内経費を加算しないものとする（経費は別途定額で計上すること）。</p>
------	---

(18) 給食室食器洗浄機修理業務

対象施設等	別紙 1-⑱「給食室食器洗浄機修理業務一覧」のとおり
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 3 の部品一覧表にある部品を撤去処分し、新品を取付け、配管内洗浄・試運転調整する。 ・各学校の機種名は別紙 3 参照。 ・今後の修理状況の確認・管理のため、作業報告書を健康教育課に提出する。
点検頻度	年 1 回
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業は、夏休み・冬休み・春休み期間中に実施することとし、事前に各学校と打ち合わせすること。 ・修理部品は同等品不可

(19) 防犯設備保守点検業務

対象施設等	別紙 1-⑲「防犯設備保守点検業務」のとおり
業務内容	施設における防犯装置の機能保全のため、機能点検を実施する。
点検頻度	年 1 回